

【西脇市からのお知らせ】

〇市立しばざくら幼稚園・認定こども園（幼稚園部・保育園部）・認可保育所を利用希望の保護者の方へ

平成29年度から4歳児・5歳児の保育料を無償化・軽減します

教育標準時間認定（1号認定）又は、保育認定（2号認定）を受けた4歳児と5歳児の保育料は、平成29年4月分から下記のようになります。

◎ 保育料無償化・軽減の対象年齢区分と施設利用区分

施設利用区分	認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
市立しばざくら幼稚園	1号認定	/			※1	保育料 0円 (給食費は負担あり)	
認定こども園 (幼稚園部)					従来通り		
認定こども園 (保育園部)	2号認定	/			従来通り	保育料 5,000円上限 (給食費は負担なし)	
認可保育所	3号認定				従来通り		

※1：市立しばざくら幼稚園の3歳児は、認定こども園幼稚園部の保育料（1号認定：3歳児）に準じます。

◎ 市民税課税・非課税区分による保育料金表のイメージ（4・5歳児部分抜粋）

区分の内容	1号認定		2号認定				多子算定 基準 ※2
	幼稚園・認定こども園 (幼稚園部)		認定こども園(保育園部)・保育所				
	4歳児	5歳児	4歳児		5歳児		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
市民税非課税世帯	0	0	4,600	4,600	4,600	4,600	年齢制限 なし
市民税均等割のみ世帯	0	0	5,000	5,000	5,000	5,000	
市民税所得割課税額 1号認定：77,100円以下 2号認定：57,700円未満	0	0	5,000	5,000	5,000	5,000	
市民税所得割課税額 1号認定：77,101円以上 2号認定：57,700円以上	0	0	5,000	5,000	5,000	5,000	0歳～5歳 〔在籍児童〕

※2：多子算定基準に基づいて、1人目は全額負担、2人目は半額負担、3人目以降は無料となります。

＜問合せ先＞ TEL 0795-22-3111
西脇市福祉部こども福祉課（内線337）
西脇市教育委員会学校教育課（内線527）

〇上記の支給認定を受けていない市内在住の4歳児・5歳児が一定の要件に該当する認可外施設等を利用している場合には、別途、制度を設ける予定としています。